

## 提出書類一覧表

	提出書類	備考	チェック欄
1	応募申請書	様式1-1	<input type="checkbox"/>
2	現に運営している施設・事業所等について	様式1-2	<input type="checkbox"/>
3	施設の概要	様式2-1 2-2	<input type="checkbox"/>
4	施設整備資金計画	様式2-3	<input type="checkbox"/>
5	教育・保育事業の内容について	様式3	<input type="checkbox"/>
6	職員体制について	様式4	<input type="checkbox"/>
7	開所年度から3ヵ年分の収支予算書	様式5	<input type="checkbox"/>
8	法人理事・役員・評議員一覧	様式6	<input type="checkbox"/>
9	法人の履歴事項全部証明書原本（法人登記簿謄本）・定款・寄附行為・規約等（就業規則、給与規定等）の写し		<input type="checkbox"/>
10	直近の行政等による監査における指摘調書及び改善報告（又は同趣旨の書類）の写し（法人及び運営施設に関するもの）		<input type="checkbox"/>
11	加入する予定の賠償責任保険の概要		<input type="checkbox"/>
12	税の滞納がないことの証明 ・法人税と消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書（税務署で取得「その3の3」） ・法人都道府県民税及び法人事業税について未納がないことの証明書 ・法人市区町村民税について未納がないことの証明書		<input type="checkbox"/>
13	平成30年度～令和2年度の決算書又は決算報告書・収支報告書等決算に類する書類（資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表など）		<input type="checkbox"/>
14	建て替え後の施設及び仮園舎のそれぞれについて、 ①配置図（A3横）、②平面図（A3横、所要室明示、保育室の利用人数及び年齢を明示）、③立面図（A3横、建築物高さ明示）		<input type="checkbox"/>
15	建て替え後の施設及び仮園舎のそれぞれについて、敷地内の建物配置及び外構計画のわかるもの		<input type="checkbox"/>
16	施行計画（着工、竣工、工事種別ごとの工程等）		<input type="checkbox"/>

※各様式の記入欄が不足する場合は、適宜記入欄の枠の拡大または用紙の複写をお願いします。

※様式3については、別紙での添付可とします。

## 一宮市立黒田西保育園の民間移管に係る事業者選定評価基準

## 1 選考基準

以下の各審査項目と区分ごとに審査します。なお、プレゼンテーション審査に出席できない場合は、選考対象から除外します。

審査項目	区分	審査・評価内容	配点
運営主体の適格性	法人概要等	経営者の基本理念、基本方針、目標等 監査の指摘事項への対応 欠格事由の該当の有無	5
	経済的基礎	財政状態 経営状況に係る懸念事項の有無	5
施設整備計画の適切性	施設概要等	施設全般（特色） 定員及びその内訳 所要室の適正 環境面の配慮	10
	資金計画	資金計画の内容	5
	施行計画	工事期間、近隣への配慮等 仮園舎の規模、建設場所等	5
園の運営の適切性	開園時間等	延長保育の時間帯、利用料	10
	教育保育	教育保育の基本、ねらい、目標 独自の教育プログラム	10
	計画	全体の計画、週案・月案の考え方	5
	特別保育	特別保育の内容、職員体制	10
	支援・配慮を要する子ども及び家庭支援が必要な保護者への対応	障がい児保育の方針、職員体制 支援・配慮を要する子ども及び家庭支援が必要な保護者への具体的な方針	10
	食育及び食事提供の考え方	食育 食事提供の考え方	5
	安全対策 危機管理体制等	安全対策（個人情報管理）、衛生管理、 健康管理（感染症対策）に関する考え方 防災、防犯対策 事故発生時の対応	10
	保護者に対する支援・連携及び苦情解決処理等	保護者に対する支援・連携 苦情解決処理	10
	地域との連携等	子育て支援事業 地域との連携・交流	5

別紙2

審査項目	区分	審査・評価内容	配点
	利用者満足向上への取り組み	利用者アンケート等の実施 福祉サービス第三者評価制度の受審等	5
	特色ある取り組み	法人の理念 特色ある取り組み	5
	職員の育成・配置	人材育成、離職防止策 職員配置、確保策、園長予定者	10
計			125

2 採点基準

○配点が5点の区分

5点：特に優れている    4点：やや優れている    3点：標準  
2点：やや劣っている    1点：特に劣っている    0点：問題がある

○配点が10点の区分

10点：特に優れている    8点：やや優れている    6点：標準  
4点：やや劣っている    2点：特に劣っている    0点：問題がある

## 新設認定こども園の整備費・運営費モデルケース (定員150人)

### 1 施設整備補助金について

#### (1) モデルケースの前提条件

- ①下記の整備費は令和3年2月1日現在で把握している基準額表をもとにした積算モデルです。
- ②補助金額は上限です。施設整備に要する費用により補助金額は変動します。
- ③国の制度変更等により補助金額等は変更となる場合があります。

#### (2) 整備費補助金のモデルケース

##### (算定条件)

- ・太陽光設備などの特殊付帯工事（資源有効活用整備）を実施
- ・解体撤去工事費、仮施設整備工事費を含む
- ・既存施設を全撤去する建て替えの前提
- ・定員は、1号認定10人、2号認定90人、3号認定50人、計150人で算定

#### ①保育所型認定こども園

##### 補助金額

幼稚園部分（定員20名以下）	56,100千円
保育所部分（定員131～160名）	268,362千円
計	324,462千円

#### ②幼保連携型認定こども園

##### 補助金額

幼稚園部分（定員20名以下）	93,611千円
保育所部分（定員131～160名）	267,729千円
計	361,340千円

### 2 運営費について

#### (1) モデルケースの前提条件

- ①下記の運営費は令和2年度ベースの積算モデルで、今後変更となる場合があります。
- ②実際の運営費は、入所児童の年齢別構成、加算認定の可否等により変動します。

#### (2) 運営費のモデルケース

保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園共通

(定員：1号認定10人、2号認定90人、3号認定50人、計150人)

運営費（積算内訳は次ページをご確認ください）

認定区分	年間
1号認定	25,537千円
2・3号認定	130,880千円
計	156,417千円

## 【運営費モデルケースの積算内訳】

(単位：円)

1号認定	満3歳児	3歳児	4・5歳児	合計
基本分単価	84,250	84,250	77,280	/
基本加算	148,810	99,600	90,290	
特定加算部分	35,440	35,440	35,440	
単価計 (A)	268,500	219,290	203,010	
児童数 (B)	1人	2人	7人	10人
1か月運営費 (C = A × B)	268,500	438,580	1,421,070	2,128,150
年間運営費 (D = C × 12か月)	3,222,000	5,262,960	17,052,840	25,537,800

(単位：円)

2・3号認定	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	合計
基本分単価	160,580	92,250	36,990	29,870	/
基本加算	27,500	15,230	23,730	14,690	
特定加算部分	2,000	2,000	2,000	2,000	
単価計 (A)	190,080	109,480	62,720	46,560	
児童数 (B)	10人	40人	27人	63人	140人
1か月運営費 (C = A × B)	1,900,800	4,379,200	1,693,440	2,933,280	10,906,720
年間運営費 (D = C × 12か月)	22,809,600	52,550,400	20,321,280	35,199,360	130,880,640

**新設認定こども園の整備費・運営費モデルケース**  
(定員140人)

## 1 施設整備補助金について

### (1) モデルケースの前提条件

- ①下記の整備費は令和3年2月1日現在で把握している基準額表をもとにした積算モデルです。
- ②補助金額は上限です。施設整備に要する費用により補助金額は変動します。
- ③国の制度変更等により補助金額等は変更となる場合があります。

### (2) 整備費補助金のモデルケース

#### (算定条件)

- ・太陽光設備などの特殊付帯工事（資源有効活用整備）を実施
- ・解体撤去工事費、仮施設整備工事費を含む
- ・既存施設を全撤去する建て替えの前提
- ・定員は、1号認定10人、2号認定80人、3号認定50人、計140人で算定

#### ①保育所型認定こども園

##### 補助金額

幼稚園部分（定員20名以下）	56,100千円
保育所部分（定員101～130名）	235,996千円
計	292,096千円

#### ②幼保連携型認定こども園

##### 補助金額

幼稚園部分（定員20名以下）	93,672千円
保育所部分（定員101～130名）	235,317千円
計	328,989千円

## 2 運営費について

### (1) モデルケースの前提条件

- ①下記の運営費は令和2年度ベースの積算モデルで、今後変更となる場合があります。
- ②実際の運営費は、入所児童の年齢別構成、加算認定の可否等により変動します。

### (2) 運営費のモデルケース

保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園共通

(定員：1号認定10人、2号認定80人、3号認定50人、計140人)

運営費（積算内訳は次ページをご確認ください）

認定区分	年間
1号認定	25,739千円
2・3号認定	129,014千円
計	154,753千円

## 【運営費モデルケースの積算内訳】

(単位：円)

1号認定	満3歳児	3歳児	4・5歳児	合計
基本分単価	84,250	84,250	77,280	/
基本加算	150,490	101,280	91,970	
特定加算部分	35,440	35,440	35,440	
単価計 (A)	270,180	220,970	204,690	
児童数 (B)	1人	2人	7人	10人
1か月運営費 (C = A × B)	270,180	441,940	1,432,830	2,144,950
年間運営費 (D = C × 12か月)	3,242,160	5,303,280	17,193,960	25,739,400

(単位：円)

2・3号認定	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	合計
基本分単価	161,610	93,170	38,070	30,920	/
基本加算	27,650	15,360	25,630	16,590	
特定加算部分	2,150	2,150	2,150	2,150	
単価計 (A)	191,410	110,680	65,850	49,660	
児童数 (B)	10人	40人	27人	53人	130人
1か月運営費 (C = A × B)	1,914,100	4,427,200	1,777,950	2,631,980	10,751,230
年間運営費 (D = C × 12か月)	22,969,200	53,126,400	21,335,400	31,583,760	129,014,760

## 質 問 書

令和 3 年 月 日

(宛先) 一宮市子ども家庭部保育課長

所在地  
提出者 法人名  
代表者氏名

一宮市立黒田西保育園の民間移管に係る事業者募集要項に関して、質問がありますので、下記のとおり提出します。

質問事項	要項・特記事項： ページ
内 容	
担当者職・氏名	
連 絡 先	電話
	FAX
	E-mail

質問は、1項目につき用紙1枚として簡潔にまとめてください。

《提出先》 一宮市役所 子ども家庭部 保育課  
電話番号 0586-28-9024 [直通] / FAX 0586-73-9123  
E-mail hoiku@city.ichinomiya.lg.jp

## 一宮市立黒田西保育園の民間移管に係る新設認定こども園の整備等に関する覚書（案）

一宮市（以下「甲」という。）と〇〇法人〇〇（以下「乙」という。）は、「一宮市立黒田西保育園の民間移管に係る事業者募集要項」（以下「募集要項」という。）における「一宮市立黒田西保育園の民間移管に係る特記事項」（以下「特記事項」という。）で規定する新設の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の整備等について、次の通り覚書を締結するものとする。

### （目的）

第1条 この覚書は、認定こども園の整備等に関する事項を定め、円滑な移行を図ることを目的とする。

### （遵守事項）

第2条 乙は、認定こども園の整備等にあたって、募集要項と特記事項の内容、及び甲と乙による協議での決定事項を遵守するものとする。

### （有効期間）

第3条 この覚書の効力は、令和3年10月1日から発生する。

### （整備履行期限）

第4条 乙は、本覚書締結後は速やかに整備準備に着手することとし、新設認定こども園の園舎を令和8年3月31日までに完成させるものとする。

### （引継ぎ及び共同保育）

第5条 黒田西保育園の民間移管に際し、甲から乙への円滑な引継ぎを図るため、甲の責任の下に、黒田西保育園の職員及び乙の職員として新設認定こども園で従事予定の職員と共同で保育等を実施し、保育の内容等に関する事項を引き継ぐため、引継ぎ及び共同保育を行うものとする。

### （工事等の進捗状況の報告）

第6条 乙は、甲に対して、工事等の進捗状況を原則として毎月報告しなければならない。その他、甲は必要に応じ工事等の進捗状況の報告を乙に求めることができる。その場合、乙は速やかに甲に報告しなければならない。

### （工事契約等の手続き）

第7条 乙は、認定こども園の整備に係る契約について、「一宮市契約規則」(昭和50年一宮市規則第16号)を参考に、乙の経理規程に基づき適正に執行するよう努めなければならない。

(説明責任等)

第8条 乙の責任において、地元自治会等に対して、必要に応じて工事の説明や協議等を行うとともに、近隣への日照、騒音等の環境面に配慮しなければならない。

(信義誠実の原則)

第9条 乙は、この覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、この覚書の項目を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金員を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(その他)

第11条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和3年 月 日

甲 一宮市本町2丁目5番6号  
一宮市代表者 一宮市長 中野 正康

乙